

## 雪丸振興券を活用した生活支援及び地域活性化事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、王寺町を事業主体として、期間を限定して使用できる雪丸振興券（以下「振興券」という。）を交付することにより、新型コロナウイルスにより影響を受けている住民への生活支援及び消費喚起により地域経済活性化を図ることを目的とする。

### (交付対象者)

第2条 振興券の交付対象者は、令和3年2月20日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 基準日において王寺町の住民基本台帳に記録されている者（住民基本台帳に記録されていない者であって、転入した日から住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する期間内に転入届を提出したもので、基準日において住所を有することとなるものを含む。）
- (2) 前号に規定する者のうち、基準日において、母子健康手帳を交付されている妊婦のいまだ出生していない胎児
- (3) 配偶者等からの暴力を理由に避難し、配偶者等と生計を別にしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。）（以下「DV等避難者」という。）及びその同伴者であって、基準日において王寺町に住民票を移していない者が、次に掲げる①から③までの要件のいずれかを満たしている旨を王寺町に申し出た当該DV等避難者
  - ① その配偶者等に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律31号）10条に基づく保護命令（同条1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項2号に基づく退去命令）が出されていること。
  - ② 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体も含む。）が発行した確認書を含む。）が発行されたこと。また、親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。
  - ③ 基準日の翌日以降に住民票が王寺町へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

### (交付額等)

第3条 振興券の券面額の合計額は、対象者1人当たり4,000円とする。

2 振興券1枚当たりの券面額は500円とし、1冊8枚綴りとする。

3 振興券を使用して行われる取引（以下「特定取引」という。）は、取引金額が1,000円以上の場合に、1,000円毎に振興券1枚（500円）を利用できるものとする。

(交付の決定及び交付方法)

第4条 町長は、住民基本台帳等により、対象者を決定する。

2 振興券は、町長が定める交付開始日から、対象者の住所への配送をもって交付する。ただし、不在の場合は不在連絡票により通知し、一定の期間、対象者から申出がない場合は、令和3年7月30日まで王寺町役場窓口にて交付するものとする。

(振興券)

第5条 振興券は、王寺町内に事業所又は店舗等を有する事業者のうち、取扱店登録のある店舗等（以下「取扱店舗」という。）での物品の購入若しくは借受け又は役務の提供に際して、取引の対価（間接税を含む。）の支払として使用することができる。

2 振興券は、次に掲げる用途には使用できないものとする。

(1) 出資又は債務の弁済

(2) 不動産又は金融商品の購入

(3) 有価証券、金券、商品券、旅行券、乗車券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務に対する支払

(5) 事業活動に伴って使用する原材料、機械類、仕入商品等の購入

(6) 現金との換金又は金融機関への預け入れ

(7) 特定の政治団体と関わるもの又は公序良俗に反するものへの支払

(8) 各取扱店舗が指定するもの

3 対象者及び取扱店舗は、振興券を交換、譲渡又は売買できないものとする。

4 振興券は、対象者及びその代理人に限り特定取引に使用することができる。

5 振興券の使用可能期間は、令和3年4月10日から令和3年7月31日までとする。

6 振興券には、偽造防止のための措置を講ずるものとする。

7 取扱店登録に関する事項は、別に定める。

(振興券の精算)

第6条 取扱店舗が、町長に対して特定取引に使用された振興券（以下「使用済み振興券」という。）の換金（以下「精算金」という。）を請求できる期限は、令和3年8月31日とする。

2 取扱店舗が、町長に対して使用済み振興券の精算金を請求する際は、別に定める様式により町長が指定する事業者に提出しなければならない。

3 取扱店舗への精算金の支払は、当該取扱店舗の預金口座への振替の方法による。

(振興券の返還)

第7条 町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付した振興券を返還させることができる。

(1) 振興券を他に譲渡したとき。

(2) 第5条第2項で規定する用途に使用したとき。

(3) 振興券を不正に使用したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月22日から施行する。